

山鹿市条例第17号

山鹿市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

山鹿市個人番号の利用に関する条例（平成27年山鹿市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「及びこれに基づく命令」を加える。

第3条第1項中「執行機関」の次に「（法令、条例、規則その他の規程により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）」を加え、同条第2項中「執行機関は」を「執行機関（法令、条例、規則その他の規程により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は」に改める。

別表第1に次のように加える。

| | |
|------|--|
| 4 市長 | 住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない又は記録されていなかった者をいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務（住登外者について、必要に応じ、当該住登外者を識別するための番号を付し、本市の住民基本台帳とは別に氏名、住所等の情報を管理する事務をいう。以下「住登外者管理事務」という。）であつて規則で定めるもの |
|------|--|

別表第2に次のように加える。

| | | |
|-------|---|--|
| 17 市長 | 市長が行う特定個人番号利用事務又は別表第1の右欄に掲げる事務（住登外者管理事務を除く。18の項において同じ。） | 住登外者管理事務に関する情報であつて規則で定めるもの |
| 18 市長 | 住登外者管理事務であつて規則で定めるもの | 市長が行う特定個人番号利用事務又は別表第1の右欄に掲げる事務において保有する情報であつて規則で定めるもの |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。